

利用調整基準の見直しについて

1. 利用調整基準の見直しについて

(1) 現 状

利用調整基準は、子ども・子育て支援新制度実施にあわせ、平成27年4月入所より、客観性と透明性をより高めるために点数制を導入している。

現在の基準を策定する際には、旧基準や、国通知における優先利用の取扱を踏まえ、シミュレーションなどを行い策定し、運用後、待機児童の増加や、利用申込みをしている保護者から様々な意見を踏まえ、適宜見直しを行っている。

平成31年4月入所については、「育児休業」項目の新設や「保育士加点」の拡充、受託申込の減点の見直し、同一点数時の基準の明確化の見直しを行った。

(2) 課 題

① 保護者の疾病・障がいについて

保護者が障がいの場合は、その状況に合わせて60～100点の基本点数を設定している。なお、調整点数の「世帯状況」疾病・障がいの場合は、除外規定「保護者の疾病・障がいを除く」を設け、二重の加点は行っていない。

しかし、疾病・障がいについては、就労より生活実態が困難なことが多いとの意見が寄せられている。

② 育児休業の延長が許容できる人のための調整点数

育児休業給付金を受け取るためには、「施設・事業者の利用調整結果通知書(保留)」が必要であり、当初から育休延長を希望しているにもかかわらず、保留通知を受け取る為に保育所の利用申込をする保護者が、一定数存在している。現状では受け入れ枠がないような保育所等を希望し、保留を希望する保護者が多いが、選考の結果、入所できるケースが発生しており、その場合はキャンセルをして2次で別の保育所を申し込むといったケースもでてきている。

③ 医療的ケア児の優先入所について

医療的ケア児を受け入れていただくよう、園にご準備いただいているが、医療的ケア児を抱えている世帯は利用調整時の点数が低い世帯が多いことから、利用調整の結果、入所できないケースが出てくる恐れが高い。今後、医療的ケア児の受け入れを拡大しても、受入れ方法の検討が必要となる。

(3) 方針

令和2年4月入所より、上記課題に対応できるよう利用調整基準を見直す。
具体的には、

① 保護者の疾病・障がいについて

調整点数の「④保護者の疾病・障がいを除く」を削除する。

(参考：世帯の状況で、保護者が身体障害者手帳等の交付を受けている場合)

保護者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合。	5	「④保護者の疾病・障がい」を除く
	身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳B1以下の交付を受けている場合。	3	

② 育児休業の延長が許容できる人のための調整点数

「入所できない場合、育休を継続する」というチェック欄（項目）を設け、チェックが入った場合は、△90とし、当該項目をチェックしなかった人が優先的に取り扱われることで希望する施設に入所しやすくできるように設定。

③ 医療的ケア児の優先入所について

一次選考時に医療的ケア児の枠（クラス・人数）を確定させた上、優先枠として選考を行う。万が一ケア児の入所希望がない場合、一般の入所として取り扱うことで、定員を満たすことができる。

(4) スケジュール

- ・ 6～7月 「保育所等利用調整基準」の改正案の作成及び市民意見募集
- ・ 8月 市民意見を踏まえた利用調整基準の改正
- ・ 9月 市民に対し、令和2年4月入所の案内時に周知